

◎岡山海区漁業調整委員会指示令和六年度第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、笠岡地区海洋牧場海域の水産動植物の繁殖保護を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

令和六年十二月十七日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井 本 瀧 雄

一 笠岡地区海洋牧場海域

次に掲げる点ア、点イ及び点ウの各点を順次結んだ二直線、点エ、点オ及び点カの各点を順次結んだ二直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点ア 笠岡市白石島北東端

点イ 笠岡市高島字上浦四五一〇番バベの木鼻突端に知事が建設した標柱の位置

点ウ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点エ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点オ 点エから真方位二六〇度 八六〇メートルの点

点カ 笠岡市白石島小山山頂

二 保護区域

次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

1 次に掲げる点キ及び点クを結んだ直線、点ケ及び点コを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

点キ 笠岡市白石島影平ヨコゾウ突端に設置した標識の位置

点ク 笠岡市白石島弁天島東北端に設置した標識の位置

点ケ 笠岡市白石島弁天島島頂

点コ 笠岡市白石島西之浦目玉に設置した標識の位置

2 次に掲げる点サ、点シ、点ス、点セ及び点サの各点を順次結んだ四直線によって囲まれた区域

点サ 北緯三四度二四分三六秒、東経一三三度三〇分五〇秒の点

点シ 点サから真方位二三七度 一五〇メートルの点

点ス 点シから真方位三二七度 二〇〇メートルの点

点セ 点サから真方位三二七度 二〇〇メートルの点

三 禁止する行為

1 船舶を使用する手釣及び竿釣^{さお}で水産動物の採捕を行う場合において、次に掲げる行為をすること。

ア 十二月一日から翌年三月三十一日までの間、疑似餌針を使用すること。

イ 投錨^{びよう}するなどして船舶を固定して行うこと。ただし、七月一日から九月三十日までの間における午前四時から正午までの間を除く。

2 小型機船底びき網漁業の操業を、次に掲げる点ア及び点ウを結んだ直線、点エ及び点ソを結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第三十九条に規定する区域を除く。）において行うこと。

点ア 笠岡市白石島北東端

点ウ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島東端に知事が建設した標柱の位置

点エ 笠岡市高島字小高島五三四二番小高島西端に知事が建設した標柱の位置

点ソ 笠岡市白石島先西に設置した標識の位置

3 次の表の上欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表の下欄に掲げる大きさのものを

採捕すること。

名 称	大 き さ
めばる	全長 十二センチメートル以下
かさご	全長 十二センチメートル以下
まだい	全長 十四センチメートル以下
くろだ	全長 十五センチメートル以下
きじはた	全長 二十三センチメートル以下

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について当委員会に届け出た者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

令和七年一月一日から令和九年十二月三十一日まで